

## 和歌山市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和元年5月7日付けで提出された「住民監査請求書」（以下「本件請求」という。）に係る監査の結果は、次のとおりであるので、同条第4項の規定により公表する。

令和元年7月3日

和歌山市監査委員	森田昌伸
同上	柳野純夫
同上	中塚隆

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の内容

住民監査請求書、事実証明書及び住民監査請求理由書の記載事項による本件請求の内容は次のとおりである。

##### (1) 請求の対象となる執行機関又は職員

和歌山市長（以下「市長」という。）

##### (2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

和歌山市（以下「市」という。）が、平成29年度に交付した政務活動費のうち、和歌山市議会における会派（以下「会派」という。）である至政クラブ及び誠和クラブ（以下「両クラブ」という。）が支出した在バンクーバー日本国総領事懇親会（以下「本件懇親会」という。）に係る参加費について、違法不当な公金の支出であるにもかかわらず、市長は両クラブに対する不当利得返還請求権の行使を怠っている。

##### (3) 違法若しくは不当とする理由

両クラブは、本件懇親会の参加費1人当たり6,000円を所属議員計9人に対して研究研修費として支出していたが、和歌山市議会政務活動費使途基準細目（以下「使途基準細目」という。）には「研修会後の講師を招いた食事代※1人5,000円以内」と規定されており、少なくとも5,000円を超える部分（1,000円）は、参加者個人が負担すべき性質のものである。

また、参加費6,000円の中には、飲酒代金も含まれており、使途基準細目も食事代としていることから、規定上も、社会通念上も公費で飲酒が許されるものではない。

##### (4) 市に生じている損害

両クラブが支出した54,000円のうち、不当利得に当たる9,000円

##### (5) 求める必要な措置

監査委員は市長に対して、次の措置を講ずるよう勧告することを求める。

両クラブが政務活動費の研究研修費として支出した54,000円のうち、不当利得に当たる9,000円の返還を求めること。

#### 2 事実証明書

##### (1) 政務活動費支出調書兼領収書等貼付用紙

##### (2) 本件懇親会参加費の領収証

### (3) 和歌山市議会政務活動費使途基準細目（抜粋）

#### 第2 監査委員の除斥

本件請求について、芝本和己監査委員は直接の利害関係を有するので、法第199条の2の規定に基づき、除斥とした。

#### 第3 住民監査請求書の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、監査の実施を決定し、令和元年5月28日付け請求人に通知した。

#### 第4 監査の実施

##### 1 監査の対象事項

次に掲げる点を監査の対象事項とした。

- (1) 両クラブが本件懇親会に際して支出した参加費のうち、使途基準細目の基準を超える9,000円（参加者9人分、1人当たり1,000円）を支出したことが違法若しくは不当な公金の支出に当たるのか否か。
- (2) 市長は両クラブに対し、当該金額の不当利得返還請求権があるにもかかわらず返還を求める措置を行っていないことが、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたるのか否か。

##### 2 監査の対象部局

議会事務局 議会総務課

##### 3 本件請求に関連する書類の提出

###### (1) 市長から提出された書類

市長に対し、本件請求に関連する書類の提出を求めたところ、令和元年6月3日付けで次に掲げる書類が提出された。

- ア 政務活動費を各会派に概算交付した決裁書類
- イ 返還に伴う決裁書類

###### (2) 会計管理者から提出された書類

会計管理者に対し、本件請求に関連する書類の提出を求めたところ、令和元年6月3日付けで次に掲げる書類が提出された。

- ア 支出命令書
- イ 戻入通知書
- ウ 予算差引簿（事業別）

##### 4 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定に基づき、関係人である両クラブの代表者及び本件請求に係る所属議員9人に対し、調査を行った。

##### 5 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を付与し、令和元年6月14日及び28日に請求人による陳述を実施した。

(1) 新たな証拠の提出

請求人からは、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 請求人による陳述の要旨

上記第1の1に沿った陳述があった。

6 弁明書の提出及び関係職員による陳述

令和元年6月3日に市長から本件請求に対する弁明書が提出された。なお、弁明書の提出に当たっては、証拠書類として次に掲げる書類が併せて提出された。

また、令和元年6月28日に監査対象部局の職員（以下「関係職員」という。）による陳述を実施した。

(1) 弁明書と共に提出された証拠書類

ア 和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例

イ 和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

ウ 「在バンクーバー日本国総領事の来和について」と題した資料

エ 和歌山市議会議長、同副議長、各会派幹事長宛ての講演会及び懇親会開催案内書

(2) 関係職員による陳述の要旨

ア 政務活動費の支出について

(ア) 平成29年度に両クラブに対して交付した政務活動費については、両クラブからそれぞれ請求を受け、和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第5号。以下「条例」という。）及び和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第29号。以下「条例施行規則」という。）並びに財務に関する関連規程に基づき、両クラブに対して交付した。

(イ) 両クラブでは、交付された政務活動費を条例第5条の規定に従って政務活動に充てた。なお、政務活動費に関しては、条例第6条において会派に経理責任者を設置することが定められており、経理責任者は、条例施行規則第9条にてその職務が定められている。

(ウ) また、両クラブに係る政務活動費に関しては、条例施行規則第7条の規定に基づき議長から収支報告書等が提出され、それらを確認した上で、条例第8条の規定に基づき残余について返還を命じた。また、返還された政務活動費については、財務に関する関連規程に基づき戻入している。

(エ) なお、使途基準細目は市において定めたものではない。従って、支出した政務活動費の内容が使途基準細目に合致しているか否かという点が、条例及び関係規程に反した支出であるか否かの判断に影響することはない。

イ 在バンクーバー日本国総領事との懇親会について

(ア) 平成28年に市とカナダのリッチモンド市との間で「観光や経済交流等を推進する覚書」を締結した。それを受け、バンクーバー総領事が市のカナダに向けての国際戦略を支援するという目的で来和され、同総領事の講演会及び懇親会を開催したところである。

(イ) 市産品の海外での販路拡大を目指すに当たり、同総領事の支援は貴重な機会であったことから、和歌山市議会議長、同副議長及び各会派の幹事長宛てに開催案

内を送付し、参加を依頼している。

(ウ) 当該懇親会に係る参加費は6,000円であったが、その額は、上記に掲げるとおり意義ある懇親会に係るものであることからすれば、社会通念上、不当に高額なものではない。また、夜間に催される懇親会にて酒類が提供されることは、社会通念上、不適当なことではない。

ウ 以上のことから、請求人が指摘する政務活動費は、条例をはじめとする関連規程に基づき適正な額を適正かつ適切に支出したものであって、何ら違法、不当な点はない。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

住民監査請求書及び事実証明書、住民監査請求理由書、関係人に対する調査、請求人による陳述、市長による弁明書及び弁明書に添付された証拠書類並びに関係職員からの陳述の聴取により、監査の対象事項について次の事実を認定した。

#### (1) 本件監査に係る主な法令等について

##### ア 制度の概要について

政務活動費は、平成24年9月の法の一部改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

##### イ 条例について

(ア) 条例は、和歌山市政務調査費の交付に関する条例として平成13年4月1日に施行され、平成25年2月28日に改正され、同年3月1日から施行されている。

(イ) 政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報、広聴、住民相談、要請及び陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する（条例第5条第1項）。

(ウ) 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、その使途の透明性の確保を図るため当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類の写しとともに、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない（条例第7条第1項）。

(エ) 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条第1項に規定する政務活動に要する経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる（条例第8条）。

##### ウ 政務活動費の使途基準について

使途基準細目は、平成25年度に各会派の代表者が協議し作成されたもので、各

会派間の自主規制指標として位置づけられている。条例の別表にある研究研修費などの10項目が示されており、各項目について対象となる経費、主な費用、支出できるもの及び支出できないものを定めている。

(2) 本件政務活動費の交付について

ア 市長は平成29年4月1日付けで政務活動費交付申請書を受領し、交付する政務活動費の額を決定した上で、その旨を同日付けの政務活動費交付決定通知書により、両クラブの代表者宛てに通知した。

イ 通知を受けた両クラブの代表者は政務活動費の交付を市長に請求し、市長は両クラブに対し、平成29年4月及び10月に概算払により政務活動費を交付した。

ウ 市長は、政務活動費の交付額を確定するに当たり、両クラブの代表者から議長宛てに提出された収支報告書及び証拠書類の写しを平成30年3月31日付けで議長から受け取り、審査を行った上で政務活動費の交付額を確定させ、その残余の額に相当する額の返還を命じた。

エ 残余の額に相当する額は、両クラブから平成30年5月15日に返還された。

(3) 本件懇親会について

ア 市は、昭和48年3月31日にカナダのリッチモンド市と姉妹都市提携し、今日に至るまで国際交流を重ねてきており、平成28年には市とリッチモンド市との間で「観光や経済交流等を推進する覚書」を締結した。それを受け、市のカナダに向けての国際戦略を支援する目的で、在バンクーバー日本国総領事が来和し、「ブリティッシュ・コロンビア州における和歌山産品の国際戦略について」と題した講演会及び懇親会が開催された。

イ 講演会及び懇親会は市の主催であったことから、市は、和歌山市議会議長、同副議長及び各会派の幹事長宛て開催案内を送付し参加を依頼した。

ウ 本件懇親会への参加費は1人当たり6,000円であった。なお、食事代及び飲物代の内訳は、領収証等に記されていない。

(4) 本件懇親会参加費の支出について

ア 本件懇親会の開催案内には参加費6,000円と明記されており、参加者である両クラブの所属議員は1人当たり6,000円を支払った。

イ 両クラブの経理責任者は、所属議員から本件懇親会の参加費として6,000円の領収証が貼付された政務活動費支出調書兼領収書等貼付用紙の提出を受け、使途基準細目に定める研究研修費の支出できるもののうち、「その他必要と認められるもの」に該当すると判断し、1人当たり6,000円の政務活動費が支払われた。

ウ 本件懇親会に参加した両クラブの所属議員は、参加費には飲物代も含まれていたが、一般的に夜間に催される懇親会などにおいて、酒類が提供されることは社会通念上不適当なこととはいえず、問題はないとの認識である。

2 認定した事実に基づく判断

(1) 本件懇親会に際して支出した参加費について、使途基準細目の基準を超える金額を支出したことが違法若しくは不当な公金の支出に当たるのかについて検討する。

本件懇親会は、市が主催するもので、市長初め市職員、市議会議員、民間企業関係

者など多数参加しており、研修会後の講師との懇談やねぎらいの食事会にとどまらず、市の国際競争力の強化に向け、市産品の海外での販路拡大、評価獲得を目指すに当たって、在バンクーバー日本国総領事との意見交換や情報交換は、市の魅力発信等を行う貴重な機会であったと解される。本件懇親会は、名称こそ懇親会とされているが、その実質がこのような会合の場であったことからすれば、単なる「研修会後の講師を招いた食事代」としての懇親会ではなく、政務活動としてさらに重要な意義があったものと認められる。その場が酒食を伴う場であったとしても、その意義に影響を及ぼすものではない。

そうすると、会派が、使途基準細目のうち「その他必要と認められるもの」として1人当たり6,000円の参加費を支出したことは、政務活動費の趣旨や経費の範囲から明らかに逸脱しているとはいえない。

したがって、両クラブが本件懇親会に際して参加費6,000円を支出したことは、使途基準細目に反し違法若しくは不当であるとはいえないと判断した。

- (2) 市長は両クラブに対し、当該金額の不当利得返還請求権があるにもかかわらず返還を求める措置を怠っていることが、財産の管理を怠る事実にあたるのかについて検討する。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、違法不当な支出が認められなかったことから、不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

### 3 結論

以上のことから、本件請求は違法又は不当な公金の支出は認められず、返還請求すべき金額が認められないことから、請求の理由がないものと判断し、これを棄却する。

### 4 意見

和歌山市議会における各会派では、政務活動費の使途について基準を設け自主規制を図っており、さらに、政務活動費収支報告書及び証拠書類の写しについて市庁舎内において閲覧に供するなど、透明性の向上を図っているところである。

政務活動費を支出するに当たっては、常に市民に対する説明責任を果たすことが求められることから、案件ごとに書類の整理を徹底するとともに使途基準に則し厳格な精査を行い、支出そのものに疑義が生じることをないよう努められたい。